

第3回佐賀市自治基本条例検証委員会 議事概要

【開催日時】平成28年11月16日（水） 午前10時00分～午前11時55分

【開催場所】佐賀商工ビル 7階 共用大会議室（佐賀市白山二丁目1番12号）

【出席者】

（委員）50音順、敬称略

荒牧軍治、井上亜紀、小城原直、香月道生、下村律子、高原陽子、田中咲千子、徳永浩
（事務局）

眞崎市民生活部長、鶴協働推進課長、久富参事、北御門副課長、無津呂主査、酒井主査、
井本主査、堀主事、友田主査、馬郡社会教育課子どもへのまなざし運動推進室長、山本
社会教育課主任

【公開又は非公開の別】公開

【傍聴者】なし（別途報道関係者2名）

【議事概要】

1 開会

（委員長あいさつ）

今回が一番重点的にやりたいと私が思ったところである。すなわち、第23条、第25条というのは、「佐賀らしさ」をどこかに盛り込もうということで、この条例をつくるときに一番力を入れたところである。多分60ぐらい出たキーワードの中で、満場一致で、教育が佐賀らしさという点では全く異存がなかった。それをどう表現するかで、子どもへのまなざし運動、いわゆる市民が教育に参加するスタンスというのは、既にほぼでき上がっていたので、それを採用させてもらったというような流れになったと思う。

それからもう1つ、地域コミュニティ活動は、全く今までまちづくりに参加したことがなかった人たちが、自分たちが参加するというキーワードで話し始めたときに、コミュニティの問題が一番重要ではないかということで合意を得たという記憶がある。皆さんにお寄せいただいた意見を見たときに、ここの運用は一体どうなっているのかに一番興味があったような気がするので、きょうはその辺りを皆さんと一緒にじっくりと話し合ってみたいと思う。

2 第3回審議事項

（1）第2回の振り返りについて 資料1 3ページ～

（事務局）

第2回検証委員会で条文の変更の可否を審議し、第3章の第21条、第22条については、条文の変更はしないとの結論をいただいた。それ以外、「第二章 市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務」に関して出していただいた御意見と、それから条例全般について、ここは市の役割を具体的に明記すべき、それから条文が硬い表現にな

っているという2点、この部分に関しては、継続審議となっており、次回第4回に審議いただく予定としている。

資料1の4ページから16ページまでに、前回、皆様からいただいた意見の詳細を記載している。

(委員長)

全体としてこの振り返りについて、何か御質問、御意見はないか。

(特に質問、意見は出ず。)

(2) 条例における佐賀らしさ(第23条、第25条)の運用状況及び改正の可否について

資料1 17ページ～20ページ

(委員長)

それでは、「第23条 地域コミュニティ活動」に関して意見を出していただいた委員の方から、補足的に質問の趣旨を伺いたいと思う。

(副委員長)

地域コミュニティを実行するに当たっては、基本条例を前に出したら非常にやりにくい。自分たちの校区の長所、短所とか、こういうことがあったらいいなとか、そういうことを全部住民に問いかけて、そこから出発をしていくというように、下から盛り上がったほうが非常に次の行動がしやすくなる。そういう意味で、我々がこの条文を理解して住民の方に説明していく。そして、自分の校区の特徴を取り入れながら、そういう行動を起こしていくということが大切ではないかと思う。

(委員長)

それでは、つづいてD委員、お願いしたい。

(D委員)

まず、条文を変えるのは難しいという考えを持ったが、協働やコミュニティとかに対する住民一人一人の意識、関心度がすごくないというのを実感している。それを今後どういうふうに理解していただくかは、私たちとしても責務があると思っている。その中で、コミュニティの中心的な役割を担う公民館とか、行政に、もう少し踏み込んで、支援と協力をいただけたらと思う。

それと、役員の担い手不足が原因と書いているが、こういう地域活動をしていく上で、役員を決めるのに何回も集まらなくてはいけない。私も婦人会を10年やって、辞めるときに、もうどうしても後継者をつくることができず、組織自体が潰れてしまった。婦人会をなくしてしまったという責任感がすごく頭に残ったが、それに代わるものを活動していこうと思い、今市民活動をやっている。だから、そののところに、もう少し行政や公民館、自治会などに支援をいただけたら続けていけたのではという部分もある。

(委員長)

この議論は、住民の側の動きをどうするかということと同時に、佐賀市が一体このコ

コミュニティ活動というのをどういう位置づけで、どの程度の活動をしているかが重要なのではないかという意見が二人から出ていると思うので、先に佐賀市としてどう取り組んできたか、あるいはどう見ているかというところを先に聞きたいと思う。

(事務局)

・資料2-1により佐賀市の地域コミュニティづくりを、資料2-2により地域コミュニティ活性化策について説明。

・資料2-3によりまちづくり協議会の活動事例として「地域資源を活かしたまちづくり」、「安全・安心の取り組み」、「新たなイベント等の創出」、「まちづくり協議会間の交流・連携」、「国・県等の事業の取り組み」、「まちづくりの情報発信」について説明。

これまでの取り組み成果として、校区全体のまちづくりをしていこうと、部会や役員会等で各種団体による話し合いの場が設けられた。そのことによって、いろんな新しい事業、全体の取り組みができた。また、安全・安心の取り組み、今まで抜け落ちていた分について、自分たちで取り組んでいこうという取り組みや地域への誇りも生まれてきているし、何かの事業をしようというときの母体、受け皿にもなっている。

(委員長)

この地域コミュニティ活性化については、最初に提言をしたり検証したりされているが、何か常設の委員会か審議会があるのか。

(事務局)

常設したものはない。

(委員長)

資料2-2に地域コミュニティの課題についていろんなことが書いてある。それは、この検討委員会で議せられ、話し合われて、この地域コミュニティ活性化の一つの佐賀市の重要な施策が、まちづくり協議会が一番重要で有効であると判断され、提言されたわけか。

(事務局)

はい。安全・安心な地域づくりには、このまちづくり協議会がいいという提言をいただいて、佐賀市としてこれを全校区に広げ進めていこうという方針になった。

(副委員長)

これだけ今、まち協が立ち上がったが、全てがうまくいっているということではないと思う。最初、非常にネックになったことが、協議会の要件として会計事務局は住民が主体となってやるということ。行政から来るお金の整理の仕方というのが一般企業と全然違うので、普通一般の人には理解できないところがある。だから、D委員が発言されたように、公民館が協働していかないと、やはりうまく動いていかない。一緒に動いていって、後で自立した形になるのがいい方法だと思う。

我々、歓興は平成13年からふれあい協議会をつくっていた。それは、私がPTAでよ

く家庭・学校・地域が連携を密にしてとか一生懸命話していたが、役目が終わって、地域に戻ったときに、全然協力がなくばらばらに動いていたので各団体全て横串に刺した。それには自治会が全部活動費を出しているのだから自治会長の理解がないとできない。ほかの地域で横に並んでくれるように提案すると、「おまえは何を言っているのか、私たちが活動費を出しているのに、何でそんなことをしないといけないのか。」となることが多いが、幸い勸興の場合は、自治会の理解を得て、13年につくって18年からこういう組織を立ち上げていた。だからスムーズに行っただが。

それと、自主財源の確保。今、自治会費の値上げなんて無理だ。結局住民は減っていったら、総予算が減っていつているのに、自分たちで財源をつくるように努めるとするのは非常に厳しい。これは、個人的理解だが、まち協をつくるのには、もう市は金がないから住民で昔みたいに自分たちのことは自分たちでやってくれということの裏返しだと思う。私は住民にそういう説明をしている。もう行政はあてにならないから地域は自分たちできちんとしていかなければだめなのだ。

佐賀市の市債も累計で1,600億円を超えている。そういうことを皆さん知らないで、どんどん要求している。やはり高度成長で何でもやった反動が今、来ている。今からやり始めても本当は遅いのだが、やることによって改善していくのではないかと。それと同時に、市職員の関わりというのがなかなかない。一生懸命一人二役、地域にいる方は協力しなさいと言われていたが、私の校区では、行政の見学は来るが、自分たちが一緒に汗を流そうというのではない。だから、その辺が非常に疑問を持っている。

ここに色々な事例を書いてあるが、これができたのは全て各団体をまとめていったからだ。各団体の特徴を全部議論し、主体的にあなたたちが動いていただければ、我々が全部応援しますし、地域の住民も参加しますよという形をつくったのがこれだった。だから、そういう形をつくっていかないと、最初の23、24、25年度は、よく会議ばかりで参加する人が疲弊していると聞いた。だから、もう少しコミュニティを把握して、もっと行政からどう手を差し伸べたらもっとうまくいくのかなと。地域住民は地域住民でどういうふうによればもっとうまくいくのかなというのを、お互いが考えていかないと。何年かどっと力を入れて、これだけできたから、もう行政は知らないではなくて、そういうところも含めてやっていただきたいと思っている。

(F 委員)

先ほど副委員長が発言されたように、私も資料2-2の「自主財源の確保に努めること」というのは、市民がどのような自主財源をどうやって集めればいいのかかわからないのではないのかと感じた。私は個人的に、女性交流会というコミュニティを持っており、公民館を借りることが多々あるが、環境のことを勉強したいと思って、会費を集めて東京の先生を招き、公民館で勉強会をしたいと話を持っていくが、色々貸し館の制約がある。では、私たちはどこで自己啓発したらいいのかというのをすごく感じる。

例えば、メートプラザやほほえみ館もあるが、借りる人が多いので借りにくい。自主

財源、私たちは自分たちで勉強しようという意識でやっているが、全ての皆さんがそうではないので、先ほど副委員長も発言されたように、やはりそこまで大人の方の意識を高めるといことも必要なのではと感じている。そういう財源を確保して、公共の場を借りるときに少し緩和があるといいと感じている。

(委員長)

公民館はどこが運営しているのか。

(事務局)

公民館の所管は協働推進課で所管をしている。公民館というのが社会教育の施設であり、その地域の住民向けの教育、啓発をする施設のため、営利目的での施設の貸し出しができないという制限がある。

あと、財源の件だが、まちづくり協議会や市民活動についても、当然活動の財源を自分たちで賄うのは非常に難しい状況なのはわかる。しかし、佐賀市も市債残高が1,600億円を超えており、10年以上前から非常に財政が厳しい状況にあるので、まちづくりの活動に出せる補助金も、どうしても限られてしまう。また、自発的にまちづくりに取り組んでいただくということもあり、この検討委員会でそういう状況を総合的に考えて、自主財源の確保に努めてもらうような形が提言の中に盛り込まれていると思う。

ただ、佐賀市以外の、例えば企業や県、国、それから国の外郭団体からの補助金も非常に紹介されており、そういう情報は協働推進課にも集まってきている。

こういう補助金の情報等については、できるだけ地域の隅々に情報が届くように、市の関係部署にも協働推進課から拡散して地域のほうにも知らせるようにしている。あと、公民館のほうにも逐一情報が定期的に届くので、そういった情報を流して、できるだけ市の補助金以外の財源を獲得できるような情報提供を、まず行う必要があると思い、そういう取り組みは最近少し力を入れている。

(委員長)

例えば、セブンイレブンから補助金をもらって、自主財源を確保した場合、公民館で集会を開くことは可能か。

(事務局)

可能である。

(委員長)

提言の中に、いいこと書いてある。例えば、どうしてもハードは要ると。公民館がそれに該当し、公民館を拠点にしていろいろ活動する。まちづくり協議会も公民館が拠点になるのは問題ない。しかし、今度は地元の人たちが自主的にいろいろお金もらってきた場合、公民館を借りられるかが問題になる。何か少しやわらかくしてくれると拠点になり得ると思うのだが。

(C委員)

さっきのB委員の話で少し分かりづらいところがあって、例えばお隣さんとの何か困

り事、溝が詰まっているとか、草が生えているとか、そういうのはお互い協力してやっていき、それを向こう三軒両隣とか、どんどん広げていって、地域の課題は地域で解決していこうよという、お金や時間があるとかないとかではなくて、自分たちでそういう問題意識を持ってやっていかなければいけないよと。それが広がっていかないと、佐賀市全体のまちづくりがうまくいかないという意味で、地域コミュニティ活動が大事だと言っていると思う。それが、この条文の中にきちんと、本当に一人一人の活動が大事だということが反映されて、わかるように書かれてあるかどうかということの問題にすべきではないのか。

(委員長)

それもあるが、例えば、一人の力では無理になってきている部分として、ひとり暮らしとかの問題がある。だから、いわゆる近隣課題という問題がいっぱいあると同時に、結局そこだけでは活動できないものを協働で何をするかというテーマもあると思う。

検討会議の議論で一番情報としておもしろかったのは、大牟田市ではどこで誰かが徘徊しているという情報が市役所などに集まるような地域のネットワークの仕組みができていることだ。私も多分将来徘徊を始める。そのときに、顔を覚えていてほしいから、私は久保田町で活動しますと宣言して保険かけていると言った。

結局、我々は孤立しては生きられないというのがこの課題になったのだという気がする。今、B委員が言われたのは、少し組織的なところに入っているから、それを、先ほど言ったように徘徊する老人たちをどうサポートするかというようなことも大きなコミュニティだろうし、今、C委員が言われたことも一種のコミュニティ、いろんなレベルがあると思う。

(C委員)

だから、地域コミュニティの役割というのが、佐賀市全体のまちづくりの中での地域コミュニティの役割、効能というのが、きちんと市民一人一人に響かないような書き方ではないかなと私は思う。

(A委員)

新参者なのでよくわからないが、今までの自治会組織と、まちづくり協議会というのは何が違うのか。資料2-1の図を見ると、例えば消防団やNPOとか、今までの自治会と違うところとの連携ができるのが違いなのか。ただ、それは、先ほどのB委員の話のように、自分たちにネットワークが必要だ、連携が必要だということであつながついて協議会ができていくというのは分かるが、それを協議会という組織に上からしていく必要があるのか。地域のネットワークが分断していて、それぞれの団体が困っているところをつなぐのが行政の役割であつて、それを、最初からつないで協議会をつくれば、さっきから出ている、財源の問題や、役員をどうするかなどの問題が当然出てくる。そういう意味で、自分たちでつくりたいという形でつくられる協議会であれば、それは非常に素晴らしいと思うが、どうも何か上からつくるのが目的になっているというのが

非常に疑問に感じた。

もう1つは、まちづくり協議会をつくることによって、行政には、まちづくり協議会に言えば何とかなるというメリットがあると思うが、その協議会に入っていない地域コミュニティ活動というのが沢山生まれるはずだ。そういうものが協議会から漏れているから、地域活動として認められないということになりかねない。地域コミュニティ活動ではないのでこの条文の対象から外れることになるのではないかという懸念がある。

条文を見る限りは、別にまちづくり協議会という話ではないと思う。それぞれの住民たちが自主的にコミュニティ活動をしようということを行っているだけなのに、先ほどの説明を聞いている限りでは、何か協議会という一つの組織づくりに向かっていて、本来の趣旨と違う、ものすごく矮小化されていっているような運用になっているような気がした。

(委員長)

A委員が言われるのは、当然なことだ。私が関わったまちづくり協議会は、みんな野心を持った方々がやっている。例えば、ラムサール登録をしたいと思った人がいて、自分が会長になると言ってやっている。そして、漁師たちから、子ども会、婦人会など全部まちを束ねた。それは彼がやりたいことがあったからと言っていた。だから応援したのだけれど。

そういうふうに分たちのまちに何かをやるという人がいたときには、もめないと思う。B委員みたいな人がいたら、自分たちで既に協議会をつくってしまっている。だから、委員会をつくって検証したときに、A委員が言われたようなことが議論にならなかったのか。そのときにどうさばこうとされたのだろう。プラスのほうが大きいと判断され、全校区に広げようというふうに決断された理由は何だったのだろうというのを知りたい。その辺り引き継いでいないのか。

(事務局)

委員会の名称は、佐賀市地域コミュニティ活性化検討委員会と言い、五十嵐先生が座長だった。確かにこの検証の中で、モデル校区でなくても自主的にネットワークづくりに取り組んでいる校区もあった。それで、佐賀市として補助金を出すための条件が必要で、佐賀市が考える地域コミュニティはこういうものという基準が必要という話になった。ここに出している資料の中に組織の条件というのが幾つかあり、これをやっているところは地域コミュニティ組織として認めて補助金を出すという形になった。最終的にはこれが全校区でできたときに、これからどうしていくのかということを考えるようになっていく。

(委員長)

さっき言ったみたいに、つくるときまで熱心だけど、つくり終えてからも職員に何かある種の役割があるのではないかということなのだろう。

だから、もう皆さんが育てば市職員は要らない、金だけくれというほうがいいのか、

やはりサポートしてほしいとか、先ほど公民館の話が出たけど、公民館職員は佐賀市の職員だけれども、まちづくり協議会のこういう役割を担うというふうには定義されていないのか。

(事務局)

先ほどの資料2-2の3ページ、提言の項目の「(2)活動拠点」というところで、「協議会と公民館との相互の関わりは必要不可欠（活動の拠点は公民館）」という提言をいただいている。「協議会活動の主体は地域であるため、企画・実施、会計事務は地域住民で行うべき」であるが、「経過措置として、協議会が自立するまでは、公民館を含めた行政の支援が必要」という提言をいただいて、佐賀市としても公民館はこのまちづくり協議会に対して支援をするという方針を出している。

(副委員長)

公民館長は公募で、成績のいい人から採用するから。人間性とか、そういうのは何も関係ない。だから、地域のことを何もやっていない人がポーンと来る。それでやるから、違和感があってどうしようもない。以前は公民館長は地域から推薦されて選ばれていた。もっと遡ると、小学校の校長が退職したら公民館長になるというのが順繰りにあった。だから、公募というのは非常にうまくいかない要因の一つになる。成績のいい人から公民館主事を選んだときもそうだ。本当は50代以上の人を採用しようと思っていたが、若い人たちが採用され、65歳までずっと公民館にいるのか、どうなるのだろうか。そういうのも市は、全く初めに計画したところと違って知らん顔だ。

(委員長)

まち協のところ、B委員とかC委員はいろいろ付き合いがあると思うが、まちづくり協議会でもやはり課題をいっぱい抱え込んでというのはあるのか。私たちはつくったばかりで、まだ全然わかっていないのだが。

(C委員)

基本的には自治会それぞれの中で解決できるのがほとんどだ。

(副委員長)

多いと思う。

(委員長)

しかし、消防団、NPO、校区社協、子ども会などは、自治会の下にいるわけではなく、お金配っているのは婦人会とか老人会とか、それくらいだろう。

(副委員長)

いいえ、消防団も補助金出しているし、社協にも出している。

(C委員)

まず、図の緩やかなネットワークの中に入っている団体があまり同一じゃない、何か寄せ集めの団体になっている。

(委員長)

だけど、久保田町では全員に張りつけてある。部会に全員。

防災のところには消防団もいるし、子ども会もいる。役員の人を張りつけて、ぱっと集まって。

(E委員)

よく市報で公民館長募集してあって、給料もいいし、勤務形態もいいので、地元の人じゃない方が来られる場合がやはり多い。私は、大和の春日校区なのだが、何年か地元で活動した人じゃないと困るなという意見もある。

また、私の住んでいる地区はマンションが増え、自治会から脱退するところが増えてきている。私の住んでいるマンションもおととしに抜けてしまい、子どもクラブも、老人会もないので、結局自主的にすることにしている。私は管理組合の理事長をさせてもらっているが、そこで100人ぐらいの住民との総会や、管理費の話し合いなどで公民館を借りに行くが、公民館の動きが悪いのか、予約が多いのかわからないが、会場の確保が難しい。会合は夜になるから、時間を2時間とっていても終わらない。次回に持ち越すとなると、また次の予約をとりに行って、日が開くと人も集まらなくなる。予約がとれないので、少し離れた春日北校区の会場をとると、今度はコミュニティから離れるので、また集まりが悪くなる。

というように、公民館がとりづらいというのは私も正直感じているところで、そういう総会をするのは土日だったり夜間だったりするので、やはり他と重なる。昼間ならいいという声はいただくが、正直とりづらい。

(委員長)

まちづくり協議会を推進していくときの課題というか、仕組み上の問題が多分たくさんあり、克服しなければいけないことがあるが、A委員が言われたのは、もうちょっと根本的に、このまちづくり協議会という仕組み自体は、それほど悪くはないのか、まあまあいけているのか、問題が多過ぎるのか。

(C委員)

逆に何で必要のかという気がする。

(委員長)

結局、市の中心部は既にちゃんとできている。我々のところは全然できていない。佐賀市に合併された時期がいつかというのによって全然違う。本庄町が合併して本庄のアイデンティティーを守れと言って、本庄が必死になって公民館を中心にして動いていた時期がある。久保田とか東与賀とかは、はっきり言うと自分たちの町がなくなったわけだ。それまで町長や議員がいて、大体、そこに頼りきりで、全部お上の言うことを聞いておくという仕組みで動いてきたのに、市の中心部は既にお上がいない。だから、自分たちでやるしかないというところと、まだお上がいたことの差だと思う。

それで、町長は親分として張り切ってやっていた。だから、自治会長が決まらないなんてない。おまえがやれとか言って、誰かを指名するみたいなことで。だんだん自立し

ていかなければならなくなつたときに、どうすればいいのかがよく分かっていなくて。まちづくり協議会が1つの答えになっているが、これがいいかどうかは、これから、先ほど言われたみたいな意見をもう一回誰かが検証しないといけないという気はする。

(副委員長)

まち協をつくれつくれと言われても、うちがすぐつくらなかったのはそこだ。補助金が出るし、市の職員が来るので、組織をつくろうと。うちらは以前から組織があったからいいが、組織はこうだ、はい当てはめなさいと言ってつくってもだめだ。初めは少し動くかもしれないが、本当にずっとうまくやっているのか、全部うまくやっているところを教えて欲しい。

それともう1つ、公民館と一緒にやると。会計事務局は住民でやるように言っても我々の机は公民館にないのにどこでやるのか。私たちの校区はパソコンをちゃんと持っているが、ほかのところはなかったはずだ。そういうのを何もそろえないで、はい一緒にやる、そして住民がやれというのは最も乱暴なやり方だ。

(委員長)

まちなかも大変だね。田舎のほうがはるかに楽だ。

(事務局)

委員からも言われた今までの取り組みと、まち協ができたときの取り組みにどう違いがあるかということだが、やはり大きな違いというのは、住民の方々にみんな来ていただいて、言いたいことをまず全部出してもらい、こういうふうにしたいというような意思表示のまちづくり計画をつくったというのが今までにないものである。それから、緩やかなネットワークでつくる既存団体とか、校区によってはNPOとか、そのまちの中の介護施設とか、あるいは造園業者とか、そういったところもこのまち協の中に入ってこられて一緒に活動されているところもある。まだ立ち上げ段階の地区で、いわゆる手弁当で寄り合ってまちの清掃とかをされているグループがあるが、そういったところにもまち協で何とか支援してやりたいとか、そういう声も出ている。

また、各種団体が連携し合うことで、自分たちだけではやれないようなことやアイデアも出てくる。ある校区では、健康診断の受診率が非常に悪かったので、何とか向上していこうと、まち協で毎月1回、各種団体の話し合いのときに、今度いつ検診があるので、各種団体みんなつなげてくれないかと、一致団結して校区の受診率を上げるよう進めていこうという話で合意されている。

役員会が終わった後に話を聞くと、まち協をやって、このメリットは大きい。やはり1回顔合わせすればこうしていこうという話にぱっとつながっていくというような話も聞いている。また、毎年地域づくり研修会をやっており、今、出いただくパネラーの会長に取材しているところだが、その方たちが言われているのは、まち協があつてよかった。まち協がなかったらできなかった事業がたくさんあり、いろんなことが出てきた。今までは各種団体が縦割りでやってきていたが、それが横断的に何をやっているかを共

有し、自分たちのまちは今こんなことをやっているということをみんなが理解できた。そして、その取り組みを継続していくことによってばらばらになりかけていた雰囲気、地域力が強くなった。最初は自分たちもモデル校区でよその校区には負けないと一生懸命やってきたが、今続けてきてよかった。ちょうど5年の節目を迎えて、安心してここに住んでもらいたいと思うためには何が必要なのかを、もう一遍考えていきたいということをお話されるし、会長たちの話の中から聞こえてくるものがある。今まで、例えばまちづくり協議会がない地域に、こういうのを佐賀市では進めているが、この校区で実施してはどうかと投げかけると、最初は、市は何やっているのだと叱られながらも、住民の皆さんを見ながら座談会を開いて、そしてみんなで考えているうちに、住民の方々がこれは自分たちのまちづくりだから自分たちでやっという意識が出てきている。その潮流が今出てきているのではないかと思う。

(委員長)

そういうポジティブな意見が出ている一方で、やはり課題がたくさんまだあることは間違いがないと思うので、結局そこをもう少しまちづくり協議会がどうするかというのは、常に検証できるようなところがないと、全部が終わってからという話をしてしまうと、閉じこもってしまって外に出てこなくなると思う。例えば、議会で取り上げてくれればいいのだろうけど、それでは何か皆さんに伝わらない。だから、「つながるさがし」などでも、ポジティブなところをいっぱい表現するのは構わないが、同時に、そういうマイナス意見も並べておくとすごく皆さんにわかりやすい気はする。

それでは、条例改正に関する意見を出された方に少し意見を伺いたいと思うが、協働の進め方について、A委員から意見が出されているので、補足があればお願いしたい。

(A委員)

前回の委員会のときにも言ったことと同じような意見だが、地域コミュニティ活動というのは住民だけがやって、それを市がただバックアップするというふうに読めたので、例えば、先ほど言ったように、今回まちづくり協議会という形で進められているが、むしろ市自体がネットワークの橋渡しの役割をするなど、主体的な関わりをしてもいいのではないかと思った。

(委員長)

そこら辺は多分、G委員が起草委員会としては一番苦労したところと思うが、その次の意見について、意見を出されているので説明お願いしたい。

(G委員)

「地域の課題を共有し、その解決を図り」という文言が重いというイメージで、私は「その解決を図り」という箇所を「その解決に向け活動し」という表現に和らげてはどうかという意見だが、この趣旨は、やる気と行動力がある人が地域活動に参加されて、その人たちに結構頼りきりで回してもらっているところが多い気がしている。どの段階かで常に新しい人が入ってこないといけないと思う。どんな団体に行っても、大体60代、

70代、80代で回っていて、40代、50代の人たちがすごく少なく、バトンタッチすらできないと言われる。そうすると、新しい人が入ってくるときに、地域課題を解決しなければいけないというのがドーンと来ると、また何か重荷に感じてしまって入りづらいと。条文上でも、解決に向けてまずは一緒にやってみようということではないかときついのではないかと思い、表現の和らげを感じている。

(委員長)

時間がないので、この条文の改正については、また後で議論するというにしておきたい。実際にどう書きかえるかというところは、多分、今出ているのは、A委員が言われたところの市の立ち位置の問題と、G委員が言われた、我々はどこら辺を目標にしていくのかというのが幾つか出た。事業者が何をするかというふうなこととか、少しやっぱり変えたいなというのが幾つかあるような気がする。だから、そこら辺のところはもうちょっと時間をとってやらせてもらうということで継続審議にさせてほしい。

それでは次に、25条のほうに移らせてもらって、F委員からまなざし100%の話が出ているが、その辺りの説明をお願いしたい。

(F委員)

25条の逐条解説書の説明のところ、2行目から3行目に、「子どもへのまなざし“100%”のまち」の実現を目指し」というのがある。もちろん100%を目指してということだとは感じているが、何をもちて100%で、どういう具体的な取り組みからの成果が出ているのかを知りたいと感じた。私もいろんな話し合いをさせられているが、やはり自主的に動く方というのはそんなに多くないと思う。学校でいうと、PTA役員になるときにも、自分はやりたくない役員になすりつけというのが本当に今でも多くあり、年々増しているという話をとても多く聞く。そんな中で、その100%というのをどういうふうに取り組みまれて成果が出ているのかを教えてくださいと感じた。

(委員長)

市から説明をお願いしたい。

(事務局)

資料3に沿って担当者から運動の推進状況及び成果について説明。

- ・子どもへのまなざし運動は広める事業、紹介する事業、ほめる事業の3つに分けて推進している。
- ・まなざし運動の成果は佐賀市教育政策市民満足度調査の数値を用いて成果をはかっている。この中でも一般市民アンケートの数値の「子どもへのまなざし運動」を知っていますか」で、「理解している」「ある程度理解している」の数値をまなざし運動の認知度として採用しており、今年度34.1%の認知度が出ている。
また、「運動を意識して、子どもと関わるようになったか」の「関わるようになった」「意識するようになった」の数値は、今年度38%となっている。
- ・参加企業にもアンケートをとっており、運動に参加して、登下校中の子どもたちに

気を配るようになったとか、子育て中の従業員が学校行事によく参加するようになったという回答を多くいただいている。

また、運動に参加して企業は何をメリットとして感じているかで一番多かったのが、社員の意識の変化や社会貢献をしたいということ。CSR、イメージアップやその強化をしてほしいということで運動に参加されている企業もある。

- ・まなざし運動、最大の成果にキラリ賞というのがある。校区で頑張られている方を市として「まなざしキラリ賞」ということで表彰を毎年させていただいている。資料3の4ページ目の下段のほうには今までの実績を載せている。

こうした方々の取り組みを市として褒めることで、さらに頑張ってもらいたいし、こうした方々を推薦いただいている団体からも、地域を挙げてこうした活動を見ていただいているというところで、まなざし運動が校区に浸透していると受けとめている。

- ・100%だが、こうした子どもたちのために関わっていききたいという大人が100%になるように、我々は推進をしている。まだ3割であれっと思った方もあると思う。ただ、100%という数値はこうした子どもたちの成長にしっかりと市民が関わっていくという決意表明でもあると感じている。まなざし運動は条例もある。条例をつくり市が責任を持ってやっっていこうということでやはり100%という数値を上げているので、その目標に近づくようにまなざし運動の推進に力を入れている状況である。

なお、まなざし運動では、市民総参加子ども育成運動推進委員会があり、委員長は市長になっている。市長を含めて35名の委員で構成され、家庭、地域、企業、学校の分科会に分かれてそれぞれの場でどう推進していくかということ協議している。

(委員長)

条例ができていくぐらいだから、まなざし運動の成果とか課題とかというのはどこかホームページ上にアップされているのか。

(事務局)

ホームページで随時更新をしている。

(委員長)

そこでどういう課題が佐賀市にあるかとかを読み取ることができるのか。

(事務局)

課題までは難しいと思う。

(委員長)

あと、E委員から条例の改正に関する意見が出ているので、そこを先に済ませてから皆さんで議論したいと思う。

(E委員)

市民と議会及び市長が主語なので、これだけ力を入れている地域コミュニティとまな

ざしは佐賀市のスローガンというか、根幹だとも思うので、もう少し強くしてもいいのではないかなと思った。

(委員長)

条例の書き方のところだが、起草委員だったG委員に伺いたい。

(G委員)

そもそも検討会議で佐賀らしさと言われたときに出てきたのは、教育の重要性だった。教育について書こうということになったのがまなざし運動に変えられた。だから、私もここが唯一の心残りというか、ここの違和感がいまだにある。しかもこのまなざしが入っている25条は、第3章の「情報共有、市民参加及び協働」に入れられていて、教育という感じをまず受けない。検証委員会でそもそも論を言うてはいけないとは思いつつも、本来なら第25条はせめて1項を設けて、そこに教育の大切さをちょっと書いて、2項でこのまなざし運動がそこと連動するというふうになったほうが本来、検討会議の全体の意識ではあったと思う。

(委員長)

この「努めるものする。」あるいは「努めなければならない。」というのは、これは我々の委員会では扱いにくいテーマだと思う。

(事務局)

先ほどまなざし推進室のほうからも説明があったとおり、まなざしに関する条例が別途あり、そのまなざしの条例では大人の役割を規定している一方、この条例では子どもを含めた「市民」の役割を規定しているため、努力義務までは課していない。また、市民が主体的に活動するための宣言文としてまなざし条例を定めているため、そことの整合性をとるということで、この条文の表現はこのようになっている。

(委員長)

問題は、G委員が投げかけたテーマだが、そこはちょっと今回置かせてほしい。

結局このまなざし運動の今の大体の進め方というのはどうなのか。今、地域の人たちが子どもたちを育てるところにどう関わるかということ佐賀市はまなざし運動と呼んでおり、地域が積極的に子どもの教育にかかわろうということで条例をつくってやっている。その活動と地域との活動を整合させるために「子どもへのまなざし」というテーマにしたということでもいいのか。

(事務局)

条例の検討会議で上がってきたのが今、G委員や委員長が発言されたように、最初は佐賀市の教育に力を入れてきた歴史、そういうものを何らかの佐賀らしさということで表現したいという話だったと伺っている。最終的に、それを検討会議で条文化するとき、まなざし運動ということになったのではなかったかと思っているが、先ほどG委員からこれが協働のところに入っているのがという指摘があったかと思うが、まなざし運動のチラシをご覧いただきたい。この運動の理念というのが下のほうに「子どもを育む

ことに対する役割と責任を自覚する」と書いてある。こちらを読んでいただくと、「大人は、「家庭」「地域」「企業等」「学校等」の役割と責任を自覚し、連携・協働しながら」という、この理念が出てくる。そういった意味を捉えて、まちづくり自治基本条例の第3章の「情報共有、市民参加及び協働」、こちらのほうに位置づけられたという考え方ではないかと思っている。

(委員長)

多分、このまなざし運動の総意というのは、子どもを育てていくことに対して住民も参加しようという話だと思う。だけど、もともと最初に発せられた佐賀って何を重点に置いてこのまちをつくっていくのかといたら、特に初等、中等教育に重点を置いて頑張ろうと。だから、年寄りより子どもたちに予算をつけるぐらいのイメージで語られたのだと思う。この議論がすぼっと抜けている。それで、教育行政は自分たちがやりますから参加をしましょうと。

多分、法制上の問題として、住民が関わるところというのは、まなざし運動までだよというようなことの解説があったような記憶がある。

だから、そういう説明の中で、まなざし運動という形に変わっていったのだということは理解しているが、思いはそういうところ。例えば、佐賀に本当に子ども食堂が必要な子どもたちが何人いるのかとか、いじめが今どういうふうになっているのかとかは、教育をしていく上では根底の問題である。そういうところは、子どもを育てるところが一番重要だから、予算も人もありとあらゆる自治の能力をそこにつぎ込めというような意思があるが、それが働いているかが見えていないという不満があるということは間違いない。だから、起草委員だったG委員が、ああいうふうに言うと、あれ、私はこんなものづくりたかったのかというような感じがすると思うが、そういうことは理解してほしい。

そういうことがあってまなざし運動というのになったのだと思うが、差し当たりこのまなざし運動のところに絞って、今、佐賀市がやっていることというのは、どういうふうに感じるか。例えば、常設で市長をキャプテンにして委員会ができていると思うが。

基本的に先ほど言ったような、例えばここの初等、中等教育を佐賀市がどうするかという理念とかは、教育委員会のホームページか何かを書いてあるのか。

(事務局)

佐賀市教育委員会で第3次教育振興基本計画というのを策定しているので、ホームページに載っている。

(委員長)

その中に、地域との協働性とかというのが出てくるのか。

(事務局)

縦軸、横軸ということで、いわゆる幼稚園から小学校、中学校、高校、大学、そして生涯学習までというのを縦軸。そして、それらを横軸で支えるのが、地域や企業、家庭

であり、その主にまなざしというのがある。

(委員長)

だから、佐賀市が行おうとしている教育の重要な、いわゆる一つの根幹として横串のところが指示されている。そこを担ってほしいというのがこのイメージになっているのか。

(事務局)

はい。

(委員長)

この自治基本条例を改訂するかどうかの根幹に関わる話が出てくると、これを何回かでやり終えるというのは至難の技だと思う。

だから、本当はこの条例をつくるときにその議論をもう少し深めておかなければいけなかったのかなという気はする。

(A委員)

今の議論を伺って、実は私この条文を読んだときに、第24条と第25条に非常に違和感があって、前条までは仕組みというか、協働のあり方とかだったのに、急に具体的に何をするかというようなところが、ぼんやりとここに入ってきていて。今説明を聞いて、これをつくったときに自治基本条例の中で、市と市民が協働で何をやっていくか、とにかくこれは絶対に協働でやっていくのだということで防災、それからまなざし運動というのを考えたというのが、すごくよくわかった。

あと、教育だったのに第25条になったという話だか、その熱さを知らないせいかもしれないが、私はそれほど違和感がなく、条文の中で、市民、議会、市長等は、「子どもの育成及び健全な成長に関心を持ち」とあるが、「実現を図るよう努める」、だから、市民もまた子どもの育成に関わるというところで、その育成の中の一つが教育なのだと思う。学校教育だけが教育ではないが、逆に、学校教育についても市民は、この条文に基づいてもっと興味を持っていこう、関心を持ってちゃんとできているかを見ていこうということだと思うので、それをちょっと広い表現にされているのかなと思う。だとすると、例えば説明にあった、キラリ賞などを見ると、学校の教育に直接ではなくても、読み聞かせなども対象にされているわけだから、解説の中に、そういった市民の活動の中で学校教育を補完する、もう1つのそういうものを入れていけば、作成時の趣旨というのは生かされていくのではないかと感じた。

(委員長)

A委員にそう言っていただけると本当に助かる。ちょっと違うとを感じるのは、まなざし運動というキーワードの使い方に違和感があるのかもしれない。ワードが持っている細さというか、「まなざし」というのが何か主体で動いていないなあという感じがあったのではないか。だから、もう少し積極的に教育というか子どもを育てることに関わっていこうという意識が、この書き方からは感じられない。井上先生が言うように、本

文のほうは全然問題ないと思う。タイトルのつけ方を間違えたかなという感じは確かにする。なぜなら、まなざしというのは本文には出てこない。

(C委員)

実は勸興でも、例えば運動会は地域でやっているし、あるいは歴史文化を学ぼうと、フィールドワークも、地域のお年寄りとか、あるいは企業だって協力してやっているし、あと、放課後の預かりといったものも公民館とかでやっているし、実際に今動いている。だから、まなざし運動だけに矮小化する必要性はないと思う。

(委員長)

まなざし運動は結構幅が広い。さっき挙げてもらったように、表彰されている事項は、必ずしも見ているだけという感じはなくて、この「まなざし」という言葉自体が持っている一つの違和感みたいなものに過ぎないのかもしれない。

(C委員)

それで、本当は運動ではないと思う。教育というのは運動とは違う。

(委員長)

ただ、運動にした。佐賀市がしたことは、それを認めてやってもいいけど、まなざしなのかというのに少し違和感があるのかもしれないけど。だから、ちょっとそこは置いておいて、A委員が、この項目自体が問題なのではなくて、ある種の違和感だとすれば、その程度でいいのかもしれないし、まなざしというのをちょっと違う言葉で書きかえてしまってもいいかもしれない。本文自体は変わらず、一番上の表題だけ。解説書の表題。まなざし運動というのは、条例の中に入っていたか。

(事務局)

はい、条の見出しとして子どもへのまなざしと。

(委員長)

「子どもへのまなざし」ってタイトルも条例の一つだよ。

(E委員)

まなざしも子どもの手本となるように大人自身が模範を示すというのも、地域コミュニティの姿だったりすると思う。市にお願いしたいのが、これはマスコミの点からだが、市がまなざしをするという観点から、どんどんプレスリリースを出してほしいと思う。やはり佐賀市のプレスリリースはすごく強い。プレスリリースというのは、報道発表だが、例えば、私たち10年自主的に花を植えているので取材してほしいという人はなかなかいない。そういう人はわざわざ言ってこられないし、何年も何十年も継続されている。ただ、それをほめる事業とか、キラリ賞とか。高齢者の外出サービスをされている地区もあるし、後々の危機管理などにつながることもある。もちろん記事はただだが、やはり自分から言えないところもある。本当は、記者がアンテナを高くして足で書いていく部分だが、市が実はこういう地区でこういうことをされているという一言があれば、何月何日に記者会見するとかではなくても、言ってもらえば、私たちが紙面で取り上げる

ことは容易にできるので、市の優しいまなざしとして、プレスリリースをどんどん流してもらえれば、私たちも発信ができるので。記事になるかならないかもいろいろあると思うが、あと、現地で取材拒否もされるかもしれないが、それはマスコミが頑張るところなので、どんどん出していただいて構わないので、お願いしたいと思う。

(委員長)

それでは、一応、きょうは第23条と第25条について、条文の改正までについては全然議論が進まなかったのので、これは継続審議にさせていただくが、第23条、第25条以外ことについては、次回、4回目で審議させていただきたい。

3 事務局連絡事項

第4回自治基本条例検証委員会は1月23日（月）10時から佐賀商工ビル共用大会議室で開催。委員の皆様へは改めて通知する。

4 閉会